

☆☆ ご存じですか ☆☆

国道48号 仙台西道路は 特殊車両の通行は認められていません。

仙台西道路の区間は、綱木こ道橋～晩翠通り交差点です。

特殊車両で県道22号・31号を通行する場合、通行許可を受けて下記の青色の経路を通行して下さい。(※仙台西道路は24時間監視を行っています。通行に違反があった場合は罰せられます)

特殊車両とは、以下の一般的制限値のいずれかを超える車両のことです。

(詳細は、こちらを参照下さい。http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html)

一般的制限値 (車両制限令より)

幅	-----	2.5m
高さ	-----	3.8m
長さ	-----	12.0m
重さ	-----	20.0トン
最小回転半径	-----	12.0m

<経路図>



今日も安全運転で・・・

仙台西道路の通行に関する問合せは、

国土交通省 仙台河川国道事務所

TEL 022-304-1814まで